

大石議長

令和5年2月20日（月）

開 会（午後2時0分）

議案第2号から議案第8号までに対する質疑順位の決定をお願いします。

【議 事】

（1）議案質疑通告者の報告

※別紙のとおり2名から通告があった。

（2）質疑順位の決定（抽選）

※別紙のとおり決定した。

散 会（午後2時2分）

令和5年2月22日（水）

開 会（午前9時15分）

大石議長

議案第2号から議案第8号までに対する討論と採決方法について協議をお願いします。

【議 事】

（1）討論通告者の報告

※議案第2号に対し、矢作議員が反対の立場から、議案第2号に対し、入沢議員が賛成の立場から討論との通告があった。

（2）討論順位の決定

※矢作議員、入沢議員の順に決定した。

（3）採決方法の確認

末吉委員長

委員会で多数で決した議案については起立採決、その他の議案については簡易採決としてよろしいか。（委員了承）

（4）その他

末吉委員長

国会もそうですが、これからマスクが解禁という話がありました。この定例会はどうですか。昨日の初日に、このような形でということで確認をさせていただきましたが、途中で変更することなく今の形でよいですか。意見があったらお願いします。

佐野委員

基本的に政府方針の3月13日を目処にというところで合わせるべきだと思う。3月13日以降は、基本的に飛行機内でも自由化だったりということにもなるので、個人の判断でということになる。3月13日を目処

に、我々も自由化というか、各議員の個人の判断ということでよいのではないかと思うが、いかがか。

末吉委員長

ほかに意見はありますか。マスクのみではなく、本会議場の出席も含めてということになります。次回、まだ時間がありますので、次の議運でまた協議をしたいと思いますが、よろしいですか。（委員了承）

石本委員

議案質疑の通告書の様式が再び送られてきて、私は回数制限にしようとしたら昨日できなくて、事務局の方に来ていただいているいろいろ指導を受けたら再送されたのだが、ここを確認したい。

回数制限は60分と書いてあるが、60分ではない。60分目途だ。聞きたいのは、回数制限のときは時間を計るのか。4年前、私が議運の委員長で荻野議長のと看、矢作委員は副委員長だったので覚えていると思うが、議案質疑の問一答を選択制にするときの大きな議論で、共産党は絶対に60分目途、この目途の2文字は引けないということで、選択制の議論があった。まず確認をしたいのは、回数制限にした場合は、時間を計るのか。

轟議会事務局

議場では、これまでも残時間として60分からカウントしております。

参事

石本委員

でも60分目途ということで、私の記憶だと確か安田議長のと看に、高田さんは60分を2、3分超えて、2回ぐらい注意が入ったと思う。結局高田さんはその後、やめたと思うが。ここは、制限時間60分ではなく、目途の2文字を削るかで10年ずっともめている。だから、ここは目途と

書くべきか、もしくは60分という字を入れるのはどうかと思う。あとは議長裁量になると思う。議事整理権で。ただし、ここは今まで10年もめた大事なところだったので、違和感がある。私の認識だと、60分目途という2文字を削るのは、議運で合意されていないと思う。

末吉委員長

石本委員、その話は、60分目途ということは議運の中で協議していませんし、通告書の様式のことですか。

石本委員

それは委員長、違う。60分目途の目途を削るかどうかという議論は再三した。ここは全会一致にならなかった。だから私が、当時の荻野議長と相談の上、選択制というのを、それをさらに政策研究審議会まで諮問したという歴史がある。60分というのを議運で申し合わせしている全会一致で決めていることが何だったのか。私からすると、共産党辺りから文句が出るのかと思っていたら、出ないので、私も議運の委員長をやっていたので、確認をしたい。ここはもう一度、議案質疑の通告が24日までなので、大きなところなので、時間がないので今日はこれで構わないが、確認をしておいていただきたい。

末吉委員長

ルールは変えていないということは今確認ができると思います。目途ということは。通告書に目途と入っていないことが問題だと言っているという事でよろしいですか。

石本委員

だから、目途ということで曖昧な時間になっているので、ここは正確には60分目途と書くか、もしくは時間を60分と表示するのが間違っているとやっている。だって60分きっちりとは決まらなかったのだから。

この書き方だと、60分ジャストで終わるということだ。ここは天と地の差だ。私たちは天と地の差じゃないと思っていたんだけど、目途は譲れないという会派があったわけだから。

末吉委員長 それは全員分かっていますよね。そこは変えていないんですよ。

石本委員 だから変わっていないのだったらそのとおりの表示に直してほしい。

末吉委員長 言っていることは分かりました。60分目途ということは何回も議論をしていますから、そこは全員分かっているという確認でよいですね。

通告書に60分と書いてあることをおっしゃっているわけですね。どうしますか。とりあえず、この後は本会議を再開するということになりますので、通告書の様式に関しては、次の委員会でもよいですか。

石本委員 だから、まず、皆さんの認識も、忘れちゃっている可能性もあるので、ちょっと調べておいていただきたい。私の認識だと、とにかく目途という文字は削れなかった。

末吉委員長 事務局に確認しますが、目途は消えていませんね。

轟議会事務局 そのとおりです。

参事

末吉委員長 皆さん、変わっていないという認識でよろしいですか。

村上委員 目途は消えていない。目途と60分以内は雲泥の差だ。60分を目途に質疑をしましょうという話と、質疑は60分以内ですよというのは全然違う話だ。それを皆さんによいですかと言われても、はい分かりましたとはちょっと言えない。

石本委員

今村上委員がおっしゃったとおりだ。意味が違って来るから、だから表記もちゃんと60分目途と書かないと。これは違うのではないかということだ。

村上委員

今の委員長の確認は、今までどおりだから60分を目途ということで変わらないということだ。

末吉委員長

なので、通告書の様式のことを言っているのであれば、次回報告でよろしいですか。60分目途は変わらないから、という確認を今しましたよね。様式はともかく、60分を目途という議運で、議会全体で決めたことは変わっていないという確認だから大丈夫ですよ。

梅崎議会事務局

局長

今、石本委員のおっしゃっているのは、平成31年3月の議会運営委員会を確認をされたことだと思っております。その際には確かに議案質疑は60分目途、質疑回数は3回までということで確認いただいたと思っておりますので、委員長のおっしゃるように、ここで皆さん改めて目途ということで確認が取れば、様式のほうは改めたものを考えて送らせていただく形になるかと思えます。

末吉委員長

それでは、そのようにお願いします。

散 会 (午前9時25分)

令和5年2月28日 (火)

開 会（午前9時30分）

大石議長

議案第9号から議案第36号までに対する質疑順位の決定をお願いします。
ます。

【議 事】

（1）議案質疑通告者の報告

※別紙のとおり13名から通告があった。

（2）質疑順位の決定（抽選）

※別紙のとおり決定した。

末吉委員長

先日の議会運営委員会で石本委員より確認がありました議案質疑について、確認しましたので報告します。

平成18年4月18日の議会運営委員会において、「議案質疑については、一般質問に準ずるものとし、1人1時間以内を目途に行うこと」が確認されています。それ以降の議会運営委員会においては、「60分を目途」と表現が変化していますが、原則60分以内を目途として終わらせることが共通認識とされているものと考えています。

また、今年の2月13日の議会運営委員会において、令和5年第1回定例会に限った確認事項として、2番の議案質疑（3）で、「質疑時間は、答弁時間を含め1人につき、回数制限方式は60分以内、一問一答方式は30分以内とする。」ことが確認されておりますので御了承ください。

なお、様式については、平成31年3月12日の議会運営委員会において、現在使用している「回数制限方式（60分）・一問一答方式（30分）」

の通告書の記載については確認されています。当時、石本委員が議会運営委員長をされていたと思います。よろしいですか。

石本委員

確かに、後から聞いて2月13日の議運で60分以内と確認したということだったが、例えば、委員会付託省略のときも、本来は委員会付託が原則だけど、委員会付託省略でよろしいですかと問いかけをする。それは、いきなり委員会付託省略でよいですかという、かつて中村委員からの発言があった。確かに私もぱっとそれを聞き逃していたのは事実で申し訳ないと思うんだけど、やっぱり60分目途なのだから、60分目途が原則なんだけど、今回は60分以内でよろしいですかという聞き方をしていたかないと、そこはすーっと流れていってしまうので、今後はその辺は留意いただければというのを意見として述べさせていただく。

末吉委員長

最初に申しあげましたように、平成18年4月18日の確認事項としては、1人1時間以内を目途に行うことということで確認がされておりました。その後、議運の中で確認をされたときに、言い方として、60分を目途という、以内が省略された形で議論されておりますが、共通認識としては、60分以内を目途ということが残っているというように理解をしております。

次に、本会議場でのマスクの取扱いについてです。

先日、厚生労働省通知の「マスク着用の考え方の見直し等について」により、3月13日以降、マスク着用は個人の判断が基本となることが示されました。

2月13日の議会運営委員会において、3月定例会での新型コロナウイルス感染症対策について確認をしているところですが、

①3月13日以降は、本会議場でのマスクの着用は個人の判断によるものと思いたいと思いますがよろしいですか。（委員了承）

②アクリル板のある演壇、一般質問席における事務局職員の消毒作業については、行わないこととしてよろしいですか。（委員了承）

③それ以外の感染症対策については、今定例会においては、今までと同様の取扱いとすることによろしいですか。（委員了承）

次に、明日の議案質疑の日程について、確認します。

仮に、本日で議案質疑が終了した場合には、会期予定表では、明日は議案質疑となっておりますが、休会とすることによろしいですか。（委員了承）

休会とする場合は、議案質疑終了後、議長次第により、上程議案について委員会付託をする旨及び明日から3月15日までの間は休会とする旨の報告となります。

なお、3月1日の議事日程表は休会のため、配付しないこととなりますので、ご承知ください。

（3）その他

末吉委員長

最後に、議会運営委員会を明日、開催したいと思っております。明日、議案質疑があった場合は、本会議散会後に開催したいと思っております。

内容としては、請願第1号及び第3号の審査における参考人の招致、紹介議員の出席要求についての取扱いを、3月2日は立て込んでおりますの

で、できれば1回話をしておきたいというのが1点。それ以外に、議会運営に関して少し協議いただきたいことが数点ありますので、できれば議会運営委員会を開催させていただきたいと思います。よろしいですか。(委員了承)

2パターンあって申し訳ありませんが、今日議案質疑が終わり、明日は休会となった場合は午前10時から議運を開催させていただきます。明日、議案質疑があれば、本会議散会後にアナウンスさせていただきます。

散 会 (午前9時40分)

令和5年3月1日（水）

再 開（午前10時56分）

【議 事】

議会運営に関する事項

（1）パブリックコメントの公表案について

末吉委員長

次に、議会運営に関する事項についてです。初めに、パブリックコメントの公表案についてです。公表案については、あらかじめ、正副委員長案を配信させていただいております。

案の市議会の考え方の冒頭にも記載のとおり、意見が多数であったことから、個別に考え方を示すのではなく、重複していただいた意見の項目について、まとめて考え方を示す案としています。

※末吉委員長が正副委員長案について説明を行った。

末吉委員長

意見等がありますか。

植竹委員

ありがとうございます。正直言うとまだ読み込んでいるわけではないが、今朝デスクネットで見確認をさせていただいた。会派の者もまだ見えていない状況にあるので、この場でよいかと言われると困ってしまうので、時間をいただければと思う。

末吉委員長

昨夜配信したものになりますので、まだ読めていないというのはあると思います。では、お持ち帰りいただき、次回の議会運営委員会で意見を頂きたいと思いますがよろしいですか。（委員了承）

浅野委員

内容については会派でまた検討するが、これをもし皆さんで了解を得た

ら、どのような形でこの意見をいただいた方に送るのか。ホームページで示すだけとか一人一人にこれを全部配るとか、お聞きしたい。

末吉委員長 事務局に流れを確認したい。

轟議会事務局 協議が整いましたら、速やかに市議会ホームページで公表してまいります。

浅野委員 ホームページに掲載されたのを知らなかったとか、意見をFAXとか手紙で出した人はそんなの知らないとか言う可能性があるが、ほかに何か考えているか。

轟議会事務局 ほかに、まちづくりセンターに、配布しております。

参事

浅野委員 3月12日の議会報告会のお知らせというのは、この方々には出したのか。

末吉委員長 個別に出してはおりません。

浅野委員 電話で、自治会長から、チラシを見ただけでは分からないから、会長に一人一人手紙がほしいという声があった。丁寧な対応としては、11人の行政区の代表の会長と、パブリックコメントの方、メールで来た人にはメールを読んでくださいとか、手紙で来た人には手紙を出すとかしていただけると、丁寧な対応になると思う。対応が悪いということが問題になっているところもある。

末吉委員長 通常、パブリックコメント手続で意見を出された市民に対してのレスポンスというか、それはここまではどうですか。過去の扱いについて何かあ

りますか。

轟議会事務局

市議会ホームページへの掲載、議長が指定する場所での閲覧又は配布と

参事

ということになりますので、市政情報センター、まちづくりセンターで配布しております。

植竹委員

パブリックコメントへの考え方については、内容も含めて基本的に議運の場で決めるのか。この内容のものをまずはお伝えしましょうと。その上で、ではどのような方法で、例えばそれはホームページなのか、何か紙媒体でのお知らせなのかというのも、既に形が決まっているものをそのままただ単にこのとおりやりますということではなく、そこも踏まえて、この議運の中で議論して決めて、例えば縦覧する期間もそうだし、3日でよいですよねといっても、いやいやそこは1か月必要だろうとか、その辺も含めて議論するのか。

中村委員

だから、パブリックコメントについては所定の流れというものがあるので、それを踏まえて実行していただいて、その他の周知策ということであれば、それは別の、今回に限るその他の周知策というのは別の議題で考えていただければよいと思う。ただし、まだパブリックコメントへの考え方についてはまだ皆さんがお読みではないということで持ち帰りという話となったので、それはそれでよいと思うが、パブリックコメントへの考え方の公表の流れ自体は、通常どおりの流れの中でやっていただいて、プラスアルファの部分は別で議論をする必要があれば、それはやればよいと思う。

植竹委員 では、その流れの中の確認で、ちょっと分からなくて申し訳ないが、例えば、ホームページで公開して皆さんにお知らせしますよと一般的にどの期間縦覧させるのか。

轟議会事務局 これまでも所沢市議会としてパブリックコメントを行っておりますが、
参事 いつまでということではなく、これまでも、回答についてはまだ掲載をしておりますので、期限を設けておりません。

末吉委員長 先ほど浅野委員のおっしゃった議会報告会の広報というのはまた別だ
と思いますが、それは提案ですか。

浅野委員 提案させていただき、会派で話してまた次回協議していただきたい。

結局、2月13日に話をして、自治連の方たちはあのままいったら反対
決議を出すような流れの中で議員と話して、反対決議は出さないけど、半
分は分かったけど、請願を出すようになった。自治連の方は説明をしてほ
しいということを常に言っているので、市民説明会、議会報告会もできた
ので、そういう機会をつくりましたということをお返事したほうが、2月
13日の自治連での説明を受けてするということで、議運でも決めたが、
流れとしては一応、こちらの自治連の方と丁寧に付き合っていくというの
を出したほうがよいように私は思う。

末吉委員長 別に協議をすることとします。

それでは、パブリックコメントへの回答案の公表については持ち帰りい
ただき、次回改めて協議をすることをお願いします。

(2) 議会運営委員長報告について

末吉委員長

次に、議会運営委員長報告についてです。

事前に配信したとおり、2月27日付で市長から議長、議会運営委員長、議会運営委員宛てに、今定例会の初日に行った議会運営委員長報告に対する意見・要望がありました。

議会運営委員長報告については、これまで議会運営委員会で行った協議の結果を報告するものであり、その報告の内容については、議会運営委員が議会運営委員長に一任した形を慣例としてきたところです。

報告の内容については、原則として、議会運営委員会において決定された事項を報告するものであり、協議の経過に係る報告の有無については、議会運営委員長の裁量によるものとして運用されていると認識しています。

2月13日の経営企画部長と総務部長に出席を求め、市職員の通年会期制に対する状況の聞き取りについては、パブリックコメントの公表案の作成に係る必要な調査であり、パブリックコメントの公表案が確定していないことから、委員長報告の内容としなかったものです。

先ほど申し上げたとおり、議会運営委員に対する市長からの意見・要望でもありますので、議会運営委員会としてどのように対応するのか協議をお願いしたいと思います。

中村委員

そもそも議会運営委員長報告についてこの場で議論をしていないので、議論していないことを事後になって議論しろと言われてもなかなか難しいと思うので、そこは委員長の今の発言のとおりだとしか言いようがない

い。もう一つは、市長からこういう意見があったということは確認をしましたという話なのかと思う。

石本委員

私もほぼ同じ認識で、あと、議運というのは議長の諮問機関なので、あとは議長、副議長、議運の正副委員長で判断をされてよいと思う。市長からこういう御意見が来たというのは、今、知ったということによいと思う。

石原委員

委員長報告は委員長のお考えの下だと思うが、この文書は一応議会運営委員各位にも宛先になっているので、意見としては、こういった文書が向こう側から来て、またスルーしたとかいうふうになるとよくないので、最終的に求めている、「なぜこの件に触れなかったのか、御回答いただきたいをお願いいたします」ということと、「議会運営委員長報告において、この件について言及していただきたい」とあるので、この求められている2点に対しての回答なり返答なり、あるいは委員長報告において何か言及をするなりはしたほうがよいと思う。

植竹委員

今、石原委員からもあったように、同じ意見だ。何らかの形で、このような報告、言及していただきたいという旨があったので、それをスルーというか、この場で収めるというのも、今これから大事な時期、議会改革が進められようというときに、執行部との摩擦をあまり生じたくはないと思っている。その辺は丁寧な対応を、もちろん市民に対してもそうだが、こういったような意見に対しても丁寧に対応すべきではないかという意見だ。だから、何らかの形で、既に委員長報告はもう終わっているが、そこでまたさらに委員長報告に対してこのような言及があるということであ

れば、何かその訂正発言か追加の報告なのか分からないが、何かその辺は必要ではないかと感じている。

中委員

あくまでもこれは委員長裁量という中に入っている話だから、そこを全て壊すような話になっている。もう一つ、スルーという言葉は絶対に使わないほうがよいと思う。貴重な御意見として受け賜わっておきますと結構皆さん使っていらっしゃると思うが、私は今のはちょっとまずいと思う。スルーという言葉だけはだめだ。受けて、それを自分たちでかみ砕いた中で解釈するというのであれば、そこでよいのではないか。ちょっと違うと思う。

石原委員

スルーの意味をもう少し補足すると、こういった文書が何度か向こうから来ているが、直接それに対して答えないということだ。ここでかみ砕いてしまうのではなくて、求めていることがあるのだから、それに対する答えは少なくともするべきだという意味だ。

石本委員

今出た意見も全部込みで、議長、副議長、議運の正副委員長に一任で私はよいと思う。

矢作委員

皆さんと大体同じ意見だ。こういうことが返ってきているということで、それがマイナスに動かないようなことは必要だと思っている。こういうアクションが返ってきているのだから何もしないということではなくて、そこはお任せしたいとは思いますが、何らかの理解が深められるようなことはするべきだと思う。

中委員

過去から議員の知恵、議会の知恵という言葉があるように、先ほど石本

委員も言っていたように、ここは議長、副議長、議運の委員長、副委員長もこうやって聞いておられるわけだから、そこでの対応をお任せするというのが私は一番よいと思う。よろしくお願ひしたい。

村上委員

いずれにしても、ここまで、こういう段階まで来た中で、改めて市長名でこういった要望とかが出てきているということそのものの、今の現状というものをやっぱり我々議会、議運も考えていかなければいけないと思う。執行部と我々議会というのは、ある意味では、一定の緊張感があった上で、信頼関係がなければ成り立たないと私は思っていて、そこが今、ここにきてその辺のところの関係性が、ぎくしゃくしているということについては、ちょっと私は懸念している。その意味では、こういったことに対して、やはり、求められたことについては対応していくということは大事だと思う。幾つか話があったが、議長、副議長、議運の委員長、副委員長等で、その辺の対応はしっかりとしないと、どんどん執行部との溝が深まっていくというような、私は考えを持っている。

小林委員

当初よりも溝が深まってきているという印象はある。ただし、議会運営委員会各委員と入ってはいるが、先ほども発言があったように、議会運営委員長の報告というのは、委員長の裁量なので、私たちがああだこうだと言って、こういうふうに報告をしてくださいと出しているわけではないので、それは議長、副議長、委員長、副委員長でやっていただきたいと思う。

末吉委員長

それでは、正副議長、正副委員長のほうでということでしたので、改めて報告するなりをさせていただきます。

(3) その他

末吉委員長

次に、次回の日程です。

明日、午前9時から請願審査を行います。それで、パブリックコメントの公表案が持ち帰りとなっておりますが、3月12日に議会報告会を予定しております。少なくともそれまでに公表をしておくことが適当なのではないかと思えます。その次の議会運営委員会の機会を待つと非常に遅くなってしまいますので、申し訳ありませんが、議会運営に関する事項の協議ということで、明日、四常任委員会の散会后、議会運営委員会を開くことでよろしいでしょうか。（委員了承）

では、今持ち帰りとなりましたパブリックコメントの公表案への意見をいただいて、少なくともなるべく早く公表するようにしていきたいと思えます。

植竹委員

明日なのは構わないが、請願審査終了後ではいけないのか。全て終わってからまた再度委員会をやるということなのか。

末吉委員長

議会運営に関する事項の協議よりも常任委員会審査のほうが優先となりますので、申し訳ありませんが、四常任委員会の条例等の審査が終わった後の開催となります。

植竹委員

分かった。

末吉委員長

先ほど、浅野委員がおっしゃったことはどうですか。3月12日の案内を送る件について。

浅野委員

反対の人がいたらまた考えるが、どうか。

し上げたほうが、この間の話し合いも生きるのではないかと思う。他の方とは別扱いとなるが、いつも自治連の方は、住民の代表というプライドがあるので、議会とも仲良くやりたいと思っていらっしゃるので、こちらからも仲良くしたいという気持ちで、せめて11人に出していただけるとありがたいと思ったので、お願いしたい。

植竹委員

そのような提案があった旨、会派に持ち帰る。

末吉委員長

明日、また協議を行います。

散 会 (午前11時25分)

令和5年3月2日（木）

開 会（午後1時15分）

大石議長

秋草学園高等学校の卒業式に出席してまいりましたのでこのような格好をしております。春は出会いと別れの季節でございます。

議会運営に関する事項について御協議をお願いします。

【議 事】

（1）議会運営に関する事項

・パブリックコメントの公表案について

末吉委員長

初めに、パブリックコメントの公表案についてです。各会派から持ち帰った結果の報告をお願いします。

植竹委員

ありがとうございます。素晴らしいパブコメ回答案ということで、皆さん納得していただいた。

末吉委員長

ほかに意見はありますか。それでは、回答案のとおりということでよろしいですか。（委員了承）

今後の流れはどうなりますか。

轟議会事務局

本日の協議結果を受けまして、市議会ホームページへの掲載、議会事務局や市政情報センター、まちづくりセンター等の窓口へ配架を行いたいと思います。

参事

・通年会期制導入に係る議会報告会について

末吉委員長

次に、通年会期制導入に係る議会報告会についてです。

2月13日の議運において市民説明会として、通年会期制導入に係る議

会報告会の開催を確認したところです。周知については、既にホームページ、フェイスブックなどに情報をアップし、まちづくりセンターなどにポスターの掲示やチラシの設置を行っているところです。

昨日、浅野委員から提案の各地区の自治連の会長宛てにチラシを送付することについて持ち帰りとなっていました。

持ち帰った会派から報告をお願いします。

浅野委員

話し合いをした団体なので、丁寧に送った方がよいのではないかということだ。

末吉委員長

では、各11行政区の自治会宛てに、こういう議会報告会を開催しますという御案内を差し上げるということによろしいですか。（委員了承）

次に、当日の流れについては、配信した予定表のとおりです。御覧ください。

※末吉委員長が予定表を基にスケジュールの説明を行った。

末吉委員長

当日の流れについては予定表のとおりによろしいですか。（委員了承）

次に、当日の役割分担についてです。

スケジュールに記載したとおり、通年会期制の概要説明については、委員全員で行いたいと考えています。説明する内容については、公表するパブリックコメントに対する市議会の考え方に沿った形で説明をしたいと考えておりますが、いかがですか。（委員了承）

役割分担ですが、初めに、私が通年会期制の協議経過と1の導入する理由について説明します。以降、パブリックコメントにおいて意見の多かつ

た項目について、2の市民への説明不足から8の執行部との十分な協議についての7項目について、各委員会の皆さんから説明をやっていただきたいと思い、割り振りをさせていただければと思っています。時間としては2、3分という形で思っています。

7項目ありますが、今この場で私はこれがやりたいとかいうのも難しいので、らせていただいでよろしいですか。（委員了承）

それでは、6会派ありますので、割り振って交渉にいきますのでやっていただきます。そうすると1つ、災害時における議会の対応についてという項目がありますが、提案ですが、議運ではないのですが、議会改革に関する特別委員会のほうで議会BCPについてはかなり議論をしていただいたと思っておりますので、当時の議会基本条例改正に関わった特別委員会の正副委員長のどちらかにお願いをしたいと思っているのですが、意見等ありますか。

石本委員

それでもよいが、元特別委員会の委員は3人いる。矢作委員、石原委員、私がそうだ。矢作委員、石原委員はずっと特別委員会委員で、私は途中から入ったが、お二人いるからもう十分説明できると思う。お任せして大丈夫だと思う。島田議員が駄目だと言っているわけではない。一応、これは議運主催なので。

末吉委員長

言っていることは分かりました。会派からお二人とも出るようになってしまうと思ったんです。ちょっと調整をさせてください。割り振りはお任せいただいてもよろしいですか。（委員了承）受けてくださいね。よろし

くお願いします。

次に、報告会の動画についてです。

報告会での説明の部分については、当日撮影し、当日来ることができなかった市民向けに市議会のホームページにおいて、流したいと考えており、いかがでしょうか。ユーチューブになると思います。当日の定員は80名で、私たちを抜くと60名ぐらいしか入れないという話でしたので、足りないというか、もっと何とかということも出て来るかと思っておりますので、来られなかった方へ配慮をさせていただければと思います。よろしいですか。（委員了承）

当日についてはこの方針でやらせていただき、また細かいことがあるようだったら次回の議運の中でお伝えをしたいと思います。

（2）その他

末吉委員長

次回の日程は、3月10日午前9時から請願審査、3月16日本会議休憩中に討論、採決の確認、議員提出議案の協議になります。

散 会（午後1時23分）

令和5年3月15日（水）

再 開（午後1時31分）

【議 事】

議会運営に関する事項について

・通年会期制の導入について

（1）市民説明の機会について

末吉委員長

2月13日に自治連合会に招かれての説明、3月12日に議会報告会を開催しました。今後につきましてここで改めて協議します。

説明会が3回必要であるとか、説明会の中では、全行政区に説明に来てほしいなどいろいろな意見がありました。皆さんの御意見はありますか。

中村委員

説明会を終えての感想だが、我々が今までやってきたことについて、理解をしていただくことはある程度時間がかかると感じた。かつ、説明会をやるごとに徐々にではあるが、理解していただけているんだと実感した。これらを踏まえて、できる限り全会一致で、議会運営委員会の所管の事項であるので皆さんと歩調を合わせながらこの問題については取り組んでいきたい。

矢作委員

回数であるとか、対象であるとか具体的なイメージはないが、前回の1回だけでは不十分である。

植竹委員

12日の議会報告会の中でも声があった。さらにそういったことでは、説明をする必要があるとは感じたところだ。回数や地域的なところもあり、その説明会の今後の在り方についても丁寧に議運の場で協議する必要

があると感じた。また、議会運営上、通年会期制については、丁寧な説明をした上で、合意形成を図った上で進めていくことが望ましいと思っている。

石原委員 説明会の機会は大事だと思っている。いろいろな方が見ていただく機会をつくったほうがよい。前回の12日の報告会の模様は録画してあるので、説明の部分と質疑応答の部分をユーチューブでアップして誰でも見られるような状況にしていきたい。

石本委員 12日の報告会では全行政区で説明会をされたほうがよいとの意見があった。そういったことも念頭に入れてやっていくことも選択肢の一つなのかなと思っている。

末吉委員長 12日の報告会の録画したものについては、ユーチューブにアップすることについて事務局に確認したい。

轟議会事務局 説明の部分を編集して市議会のホームページにアップすることは可能です。

石原委員 同じような疑問を持っている方もいると思う。各行政区で説明会をするにしても、あらかじめ見ていただいてから参加していただくほうがよいので、質疑応答の部分もアップしていただいたほうがよい。

末吉委員長 質問された方にその了承を得ていますか。

轟議会事務局 了承を得ておりませんし、お名前を発言いただいてから質疑が行われていることもありますので、そのような懸念から、説明の部分のみとしたほうがよいものと考えます。

末吉委員長

地区やお名前の発言された方もいたと思うがいかがですか。

石原委員

そういったことならやむを得ない。説明の部分だけでよい。

末吉委員長

説明の部分だけ、ユーチューブにアップします。

ここまでパブリックコメントの回答の項目の8番に記載したとおり、ここまで様々な協議、議論をしてきて、全会一致でできたら今期中上程しようということで進めてやってきました。それ自体は変わっていないと思いますが、もう少し市民説明を丁寧にやりたいという御意見もありますので、今後、市民への説明を十分できたと判断できた時点で上程していくということで、よろしいですか。

(委員了承)

市民説明をどのように進めていくのかということは、それについては、改めて協議する時間を設けたいと思います。

このことについては、23日の議会運営委員長報告で報告することとします。

(2) 3月定例会の振り返りを行うことについて

末吉委員長

現在、3月定例会で通年会期制の導入を見据えた試行を行っております。まだ会期の途中ではありますが、事前ヒアリングなど初めて試行したこともありますので、今期の中に一度振り返りを行いたいと思います。本日は持ち帰りとし、20日の議運で御意見を伺うことでよろしいですか。

(委員了承)

大石議長

先ほど、本定例会では通年会期制導入の条例改正案を上程しないことが

全会一致となりましたが、市長のお考えを聞く機会をぜひ御配慮いただきたいと思います。

散 会（午後1時41分）

令和5年3月16日（木）

開 会（午前11時5分）

大石議長

議案第9号から議案第36号まで並びに請願第1号及び請願第3号に対する討論と採決方法について及び議員提出議案の第1回目の協議をお願いします。

【議 事】

（1）討論通告者の報告

※議案第9号、第13号、第15号、第16号、第21号、第29号及び第32号に対し、小林議員が反対の立場から、議案第9号、第13号、第15号及び第16号に対し、石原議員が賛成の立場から、議案第21号、第29号及び議案第32号に対し、入沢議員が賛成の立場から、議案第9号に対して松本議員が賛成の立場から討論との通告があった。

（2）討論順位の決定

※小林議員、石原議員、入沢議員、松本議員の順に決定した。

（3）採決方法の確認

末吉委員長

採決方法については、委員会で多数で決したものは起立採決、その他のものは簡易採決としてよろしいですか。（委員了承）

（4）議員提出議案の協議

（※意見書（案）について、提出会派から趣旨説明があった。）

※協議の結果、別紙の議員提出議案（案）5、6、8、9については、2回目の協議を行わないこととなった。

(5) 所沢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程について

末吉委員長

次に、所沢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程についてです。

規程案と全国市議会議長会から示された規程例をあらかじめ配信しています。こちらについて事務局より説明をお願いします。

轟議会事務局

今定例会初日に議員提出議案により御議決いただきました所沢市議会の個人情報の保護に関する条例について、全国市議会議長会から施行規程が示され、その詳細な基準や様式について、既に配信しているとおり規程例に基づき規程案を作成しましたので、御確認をお願いするものです。

参事

なお、規程例にはないものとして、1点ですが、条例において規定しました閲覧や交付に係る手数料については無料となりますが、交付に要する印刷等の実費については申請者の負担とすることとしていますので、本市議会の規程において、第19条と第20条を新たに追加しています。

末吉委員長

規程案については、会派に持ち帰っていただき、20日の議会運営委員会で確認しますのでよろしくをお願いします。

なお、この規程については、議会運営委員会で確認の後、議長決裁により制定することとなりますのであらかじめ御承知ください。

(6) その他

石本委員

配信された予算常任委員会の議事録ですが、3月7日の大館委員の賛成意見の中で、三ヶ島小学校では、1kwあたりは約135万2,000円となります。現在、一般家庭で四、五kw級の小規模での云々とあるが、

最初の1 kwは数字なのだが、四、五 kwは漢字となっている。これは何か意味があるのか。次回までに事務局に確認していただきたい。

末吉委員長

次回までに確認をお願いします。

中村委員

前回の議運で、協議会をして再開したが、自治連から出された請願にしても協議会が長く続いたということもあり、傍聴された方と委員会が終わって少し話をさせていただいた。協議会というものがあることは、ある意味仕方がない、人間同士の合意形成にはいろいろな面があるのでそれはそれで構わないが、協議会が終わった時に、再開の宣告だけでなく、今何を協議していたのか、概要だけでもいいので、意見調整をしていたので協議していましたとか、採決方法の確認をしていましたとか、一言二言、協議会の内容の概要について、委員長から説明があつてから会議を再開する。これは議会運営委員会に限らないことだと思うが、このような次第で進めていったほうが、議会として傍聴されている方への丁寧な対応になるし、傍聴されている方もそれによって協議会が開かれていたが、何について話し合われていたことについてイメージをもって聞いていただけることもあると思うので、提案させていただきたい。

末吉委員長

次回、協議させていただきます。

村上委員

通年会期制について、中間報告などはするのか。

末吉委員長

23日に議会運営委員長報告において報告すると申し上げています。

散 会 (午前11時29分)

令和5年3月20日（月）

開 会（午後3時50分）

大石議長

先ほど開催した代表者会議において、市長から本日、追加議案2件を提出したい旨の報告がありました。最終日の日程及び議員提出議案の2回目の協議等をお願いします。

【議 事】

（1）市長提出追加議案の報告

※中村副市長が追加提出する議案第37号及び議案第38号の概要を説明

（2）議員提出議案の協議

小林委員

1番について、認知症家族の会から介護保険改正に不安が上がっているということを加筆していただきたい。また、「認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている」を「守り、認知症対策を「自己責任」に矮小化せず、認知症との共生型社会への転換が求められている」に変更していただきたい。

植竹委員

認知症家族の会からの部分については、我々としてはこの意見書に加えることは避けていただきたい。また、「守り、認知症対策を「自己責任」に矮小化せず」を加えることについては構わないので、一か所でよければ修正する。

小林委員

一か所加えて頂けるのであればよい。

村上委員

6番の修正の提案であるが、公明党は福島の復興なくして日本の復興は

ないという立場である。また、福島の地元紙である福島民報の3月7日付の社説に「関東地方は東京を社名に冠した会社が福島第1原発でつくった電力の供給を受けてきた。しかし、その原発の事故で生じたごみは、安全と説明されても受け入れられないということだろう。県民として、怒りのような、失望とも言えるような思いが拭えない」「原発事故は国全体の問題という意識が薄れてはいないか。その当事者意識の弱さが、本県に痛みを強いていることを知ってほしい」という社説が載っていた。私もこの社説に共感を覚える一人である。しかしながら、今回の決議案は、住民合意のない除染土実証事業は認めないという決議であることを鑑みて、前向きに検討した。「実証実験に対して、反対の議決が行われた」を「投票者の85%以上の賛成で実証実験に反対の議案が可決された」に変更していただきたい。理由としては、町内会の総会における議決の内容をより明確に表現したいという思いである。

2点目、環境省は、という段落のところだが、そもそも100ベクレルは廃棄物を安全に再利用する基準で、8000ベクレルは廃棄物を安全に処理する基準、この決議において別々の基準を一律に並べて指摘するということに違和感があるので、ここは削除をお願いできれば、この決議案については公明党として賛成する。

小林委員

公明党の案で結構である。

※協議の結果、別紙議員提出議案（案）の1及び4について、議員提出議案第2号、第3号として提出することとなった。

末吉委員長

議案の提出に当たって、字句等の整理が必要な場合には、その整理を委員長に一任していただくことでよろしいですか。（委員了承）

議員提出議案 2 件の採決方法は、簡易採決でよろしいですか。（委員了承）

（3）3月23日の議事の進行（案）について

轟議会事務局

午前9時開議、議会運営委員長報告の後、一般質問となります。一般質問終了の後、市長提出追加議案として、一般会計補正予算 2 件の報告、議案を一括議題として市長提案理由の説明の後、議案調査のため休憩をお取りいただきます。休憩中に議会運営委員会を開催して質疑順位の決定、本会議を再開して質疑、案では委員会付託省略の決定の後、討論、採決となります。委員会付託の有無につきましては、後ほど御協議いただければと思います。

参事

次に、議員提出議案ですが、ただいま御協議が整いました意見書 1 件及び決議 1 件について御審議いただき、次に、特定事件に係る各委員会の閉会中継続審査申出の件、議員派遣の件、退任理事者のあいさつ、市長あいさつの後、閉会となります。

（4）市長提出追加議案について

末吉委員長

追加議案に係る市長提案理由の説明の後、議案調査のため本会議を休憩し、その後、質疑順位の決定のため議運を開催することでよろしいですか。（委員了承）

議案第 37 号及び議案第 38 号については、本来は委員会付託とすると

ころですが、付託を省略し審議することによろしいですか。（委員了承）

（５）議会運営に関する事項について

・通年会期制の導入について

市民への説明について

末吉委員長

15日の議会運営委員会において、今定例会における上程を見送り、十分な市民への説明の後、条例関係を上程することを確認しました。来期への申し送りに伴い、何をもって十分な説明とするのか確認をする必要があるので協議を行います。

従前より3回以上必要であるとか、11のまちづくりセンターで行うなど、様々な意見がありました。説明の回数や期間、地区など御意見等ありますか。

また、政策研究審議会でも申し上げましたが、5月号の議会だよりと5月に開催する議会報告会において通年会期制について説明をするということを政策研究審議会にも報告をしているところです。基本的には、その要綱が決まったことを載せる、決定したことを載せるものではあるのですが、十分な説明の後上程ということですので、案自体は割れている状態ではないので、市民説明の一環として議会だよりに案を載せることと議会報告会で報告することをできたら、広聴広報委員長にお願いしたいと思えます。

植竹委員

5月号の議会だよりに、今後の説明会の案内を載せるということを検討するということか。

末吉委員長

議会報告会は議会基本条例でいうところの通常の議会報告会です。これから、意見等があれば議会だよりは変更となると思う。

植竹委員

説明会についてということであったので、我々も複数回とうたっていたこと、12日の報告会を受けてのイメージですが、11行政区という意見もあったが、そこまでの実施は考えていない。開催回数を11回やればいいということもあると思うが、今回、所沢市内を分散したような形をイメージしている。

石本委員

うちは、11行政区やるべきだと思う。どうせ、3月に上程しないわけだし、実際、この間の議会報告会では、出向いてこない、地域に説明に来ないという意見も出たのだから、やるんだったら馬鹿丁寧に、後から来なかったと言われぬように11行政区できちっとやったほうがよい。

11行政区でやるもう一つの理由は、選挙が終われば、新人の議員が入って来る。新人議員が通年会期制のことを全部理解しているとは思えない。説明会を通して説明をすれば当然勉強をしていくと思うので、そういうことも含めて11行政区できちっとやるべきだ。

末吉委員長

石本委員は選挙が終わったと言いましたが、定例会が終わっても4月30日まで任期があるので、そこも含めて私たちできちんと決めて次の期にきちんと申し送ることが大切であると思います。

中村委員

説明会の回数云々については、特に腹案があるわけではないが、せっかく議論があったわけだし、ただ説明するだけでは前と一緒の形になってしまうので、ここらで今まで執行部からいただいた御意見、市長からいただ

いた御意見、もちろん市民からいただいた御意見を検証していくと。どういった方々からどういった意見があつて、それに対して議会はどうか対応しているのかということを経済報告書のような形にまとめて、それが仕上がった段階できちつと説明をするのが一つの考え方かなと思う。意見の中には取り上げるべきものもあつたし、全く理由がない、もっと言えば、制度の名称に基づく誤解もあつたと思う。きちつと誤解であることを書かなければいけないし、制度に対する理解が浸透してないところがあつて、誤解を与えているのであれば、我々がきちつと説明に行かなければならないと思うので、こういったことを一つ一つやっていけばおのずと答えは見えてくると思う。

村上委員

中村委員のおっしゃるとおりだと思う。ここで説明会をどうするかというところを拙速にやってもなかなかいい案も出てこないということで、検証したほうがいいと思っている。

浅野委員

説明に関しては中村委員が言ったとおりだと思う。広聴広報委員会は、22日に最後の委員会があるので、3月定例会の報告となる議会だよりも通年会期制の導入について掲載することを議運から依頼があつた報告をして、広聴広報委員会で協力していただけるよう提案する。

中委員

会派の中で検討した中でも、やはり議会だより、議会報告会は、これは今まで自分たちがやってきた中でのツールだという感覚がある。それをまずは充実させることを考えるべきだと思う。今、中村委員や村上委員がおっしゃった分析というのは確かに言われてみてはつとしたが、いろいろな

意見をいただいているので、それについてではどういう形で説明をしていたらよいだろうということをもう少しやるべきかと思う。その上での市民に対する説明の取組を考えてもよいと思う。

ただ、全市的、全行政区で説明会ということは会派の中では出ていなかった。

石原委員

説明の回数等で明確なものがあるわけではないが、皆さんの質疑応答を含めて意見判断をしたいと思うが、前回の説明会のところの、リアクションを見ても、こちらが説明という形で行ったものが、説明になっていないのではないかという御意見をいただいたので、説明をブラッシュアップする期間を取ったほうがよいのではないか。仮に同じ説明を100回したとしても、同じリアクションになってしまうと思うので、少し取り入れられるのであれば、そういった期間が踏まえられればよい。

矢作委員

うちの会派も説明をやっていくべきだとは思っている。回数について、詰めて話はしてこなかったが、中村委員や村上委員が述べていた検証ということも必要だと思うし、丁寧に説明するという点では石本委員の11行政区とおっしゃっているわけだから、そういった形もあるのかなと思う。議会報告会を11の中に含めるのかということもあると思う。皆さんで検討して回数等を決められればと思う。

末吉委員長

皆さんの意見が出そろったと思いますが、このまま次の期につないでも困ってしまうと思います。もう一つは検証を行うことですが、パブリックコメントの分析と集計と答えをつくるのに、かなり膨大な時間を使いまし

た。そのところで言えば、その段階で、ある意味の分類と集計と分析をしたと思っています。その上で、検証ということのイメージを言っていたらイメージがつかめると思います。

中村委員

検証も含めて今期全てやるというのはかなり難しいとは思いますが、例えば、市長から実際に書類が出ているし、ここで、部長たちのお話も聞いた。その会議録を全部読めというのも一つの考え方であるが、それをある程度端的にまとめたものを用意して、何が問題なのか、何を執行部が懸念されているのか、それに対して我々はどのような対応をするのかというのをまとめる作業があってもいいと思う。というのは、前回の市民説明会の中でも、パブリックコメントと同じ説明が繰り返されていた、上越市のように中間報告みたいなものがなくて逐一議論が追えないというお話もあったので、そういったものが用意された上で説明を行ったほうが、より論点が明確になるし、我々が言っていることを理解していただける可能性が強まるのではないかと考えている。今までそれに対して、議会運営委員会の中で議論はしてきたはずである。市長からの意見書については、それは議論をしてきた会議録という形でしか残っていないので、それをきちっとした形で整理して提示するという形があると説明会に来ていただいた方にいい理解をしていただける可能性が高いのではないかとイメージだ。

村上委員

恐らく来期への議会運営委員会の申し送り事項の中身にかかわってくる話だと思う。ここで市民説明会の在り方だけを申し送ってもこれは次期の議運でのたたき台として、今中村委員がおっしゃっていることをやった

上ですべきだと考える。執行部に対する丁寧な協議についても、我々の会派は丁寧に行ってきたかということにも懸念を持っている。単純に市民説明会をどうするかということだけを申し送っていくと、来期のスタートの部分はどこから進めていくかということ、今中村委員がおっしゃったものをきちっとしてからスタートするべきだと考える。

中村委員

例えば、女性管理職が少ないのは本当に議会が原因なのか。そういったところをつまびらかに、本会議中心主義である議会があるから、議会の議員は本会議に全員出るべきだとか、意見書にあった。それは本当なのかということを検証したほうがいい。作業自体はそれほど時間がかからないと思う。

村上委員

加えて言うと、執行部の負担という概念が、議会で考えていた負担と、実際に執行部が感じている負担がかみ合っていたのかということもしつかりと検証する必要がある。その辺のところの詰め方についてきちっと整理していくことが必要である。市民説明会をどうするかということよりも、まさに次の議運に申し送っていく前提となる部分、その辺のところについては、今中村委員がおっしゃったようなことを精査をするということ、を次の議運に申し送ることとしてはどうかと考えている。

浅野委員

皆さんのおっしゃるとおりで、市長が出した自治連の資料とか、市長がブログに書いた、議会が毎日議会を開こうと計画している、パブリックコメントを出してくださいと、市長のフェイスブックの2月21日に載っている。それを見た人がパブリックコメントを七十幾つか出した気がする。

毎日開くとか、毎日開くと税金がかかる、女性活躍に逆行しているとか、それを読んでない、説明会に来た人と終わった後に話をしたら、市長の招集権を議会が持つこと、そこが市長と一致しないところかなという人とか、議会がもっと働きたいのに、なんで働くな、通年会期制やるな、理解ができないという市民がいるのか、理解ができないという意見があった。私は市長が出した資料とか、その市民に市長という立場で出した大事なところを市長に真意を聞いてみようと思うが、そこを分析した上で市長の誤解を解いて市民説明をしたほうがよいと思うので、市長や執行部との誤解を解いていかなければならないと思うので、そこにも力を入れていただきたい。

末吉委員長

分析をしたほうがよいという御意見がありましたが、パブリックコメントの回答案がなかなかできなかったのは、読み込みをし、分析をし、分類をし、回答案をつくるということを事務局に膨大な時間をかけてやってもらいました。そういった意味ではそこはできているのかなと私は思っています。ただ、答えの8項目は市民の皆さんからそうだねと受け入れてもらえなかったというのは実際ありますが、だからと言って、答えた内容が修正すべきとか、間違っていたとは思っていません。とにかく誤解と懐疑があるのかなと思っています。改めて分析することはないと思っています。

中村委員

当然、次の期の方々が考えることなので、どのレベルまで話をするのかは難しく、あくまでも今は希望の部分で話をしているが、分析という言葉というよりは、今まで議論してきたことについて、見やすい形で報告の

ようなものがまとまると、それを新たに当選してくる議員もいらっしゃるでしょうから、そうした方々が今までどういった議論でここに至ったのかということも分かるだろうし、それを読んでいく作業に時間がかかるのは多少必要になってくるのが、期が変わるのでそれは当たり前としてあるのではないかと言っているだけで、一から掘り起こすような作業を想定していない。説明会の開催についても、当然、開催することについて反対はしないし、ただ、どのレベルまで、どう開催するのかというのは、どのレベルまで申し送るのかにつながってくるので、どういう発言をしていいのかは分からない。

石本委員

私も、4年前に議運の委員長で、次の期に申し送った経験がある立場で言わせていただくと、今中村委員が言った申し送りをどのレベルで申し送るかというのは非常に大きいと思う。先日、植竹委員が説明会で言っていたが、通年議会は、杉田議員が議運の委員長の時から始まっていますから、10年近い議論があります。議運のメンバーが6月に入れ替わると、よく分からないということで、最初から説明するということが繰り返されてきた歴史がある。まさに、次の期に申し送るといっても、どのレベルで申し送るのかというのは、すごく大事なところで、今日、意見がまとまらないと思うので、木曜日まで議会があるので持ち帰りとしてはどうか。認識がずれていると、共有できていればよいが、下手したらゼロベースと知っている人もいるかもしれない。次の期に聞いていない、まして一人会派の場合には議運にも入ってこないから知らないよという話になりかねない。申

し送りという言葉が単純に使っているが、どの意識でいるのか確認をしたほうがよいのではないかと。別に申し送るなど言っているわけではない。

粕谷副委員長

今まで各委員から意見がありました。パブリックコメントもやりましたし、公聴会、説明会等もやってきました。確かに、市民の中には納得していない方がいることも分かりました。また、ゼロからやるということではないと思っています。先に進まなければならないと思っています。委員長報告としては、個別具体的な細かいことを言ってもおかしいことになってしまうので、議会報告会等を踏まえて今後市民説明会をやっていくということではよいのではないかと。

末吉委員長

今、粕谷副委員長の言ったとおりです。ざっくりばらんに意見を出していただきましたが、11回議会報告会をやるとか、そういうことを申し送ることを想定して皆さんの御意見を伺ったものではありません。皆さんが現段階でどのような考えであるのかということを知りたかったのが伺いました。執行部との意見の食い違いということですが、この1年間執行部とのやり取りをかなり長い時間、正直に言うと、かなり執行部の意見を調整しながら受け入れて、通年会期制とは関係ないところでも、議会改革の流れとして、かなり要望を受け入れてきました。その間にも、事務局にも時間をとって調整していただいたと思っています。ただ、なぜか、今年になってから、急にガラッと変わったということはあると思いますが、その点については、全てがお互いの言ったとおりになったかということとは別ですが、丁寧に話をしてきたと思っています。その上で、3月定例会の試行のこともす

くめてこれからも執行部と調整をしながら進めていくことであると思っています。ただし、執行部と何か意見の食い違いがあるように、市民に見えるということはよくないことだと思うので、その点については、少し整理をしながら説明をしていくということもあると思っています。

新人の議員という意見がありましたが、議会基本条例にもあるとおり、基本条例の見直し手続の条項の中には、新しい議員にも議会基本条例を御理解いただき、一緒に進められるところまで研修をしていくということも含まれているので、その辺は通常の見直しの中でやっていけばよいと考えています。

石本委員

皆さんで共有できていればよい。新しい期になったら、通年会期制ということは議題に上がるが、最初からまた議論するとか、その辺の認識についてはどうなのか。

末吉委員長

今、石本委員が懸念されていることについては、通年会期制の案については全会一致でここまで来ました。市民説明を十分行ったほうがよいということで例規の上程を見送るところまでは、ここの全員で共有しているということでよろしいですね。来期では、従来持っているツールを使いながら執行部との意見の違いを調整しつつ、市民説明を十分にした後、上程をしていくということを確認することでよろしいですか。（委員了承）

この内容について、23日の委員長報告で報告することでよろしいですか。（委員了承）

3月定例会の通年会期制試行の振り返りについて

末吉委員長

3月定例会では、主に事前ヒアリング2日間の実施及び議案調査日の短縮2日間、補正予算の審査を先に行い、その後当初予算の審査とすること、議案の採決後に一般質問とすること、予算常任委員会を委員会審査日の間に5日間設定、議事整理日・一般質問調査日を3日間設定、一般質問調査日の3日目までに一般質問のヒアリングを終えること以上のとおり設定しました。何か御意見等ありますか。

石本委員

通告書の答弁者の記載について、執行部と認識の違いがあった。一人の職員からこの記載について担当部長でいいのではとの意見があり、ごもっともと思った。

末吉委員長

通告書の要旨と答弁者の欄については、事務局に執行部に周知をしていただければよい。

中村委員

通告書を含めてだが、全ては通年会期制の実施を前提としたものなので、通年会期制が前提とならない場合は、全ての試行はリセットされるべき。その前提というものがないとよしあしの判断ができない。改選間際の3月定例会であったので、一般質問もいつもよりボリュームが少なかったのか、議決してしまったからボリュームが少なかったのかというところも判断のしようがないというところもある。予算常任委員会の日程についても、5日間取ったけれども、実際には3日間で終わった。それは改選期の3月定例会であったからか、それとも予算案自体の問題なのか、そういったことは検証のしようがないので、通年会期制の試行を前提とするものであれば、取り立てて問題があったとは思わないが、通年会期制の試行を前提としないのであれ

ば、この全ての試行の判断を留保することとなる。ただ、個人的には一般質問が採決の後については、一般質問をされた方がどういった気持ちでされたのかというところが知りたいところであるし、悩まれたのかなと思う。

中委員 今回、トップバッターということで、採決後ということもありどうしようかなと思いつながらやったが、予算とかぶるような、その先の話ということで、提案だと思いつながら一般質問をさせてもらった。これになると議案には引かからなくなるから、気持ち的にはすごく楽ではあった。

矢作委員 事前ヒアリングだが、議案が配付されてから中1日しかなかった。会派の中では、もう少し丁寧に見てから臨みたかったので、2日ないし3日あったほうがありがたいという意見があった。

村上委員 あくまでも通年会期制を前提とする試行となっているので、本来であれば、上程されてからという話になってくる。そこは前提がそういうことで進んでいくので、そこを検証しろと言ってもなかなか難しい。実際の日程とすれば、議案説明の後の2日間にヒアリングがあったが、通年会期制を前提にその前に今回はヒアリングが行われたということがあるので、そこは、あくまでも前提にやっているので、矢作委員の意見をぶり返すと前提が崩れているので、なかなか検証がしづらい。

末吉委員長 中村委員に確認しますが、試行はもうしないということなのか、どういう意味ですか。

中村委員 少なくとも、一つは3月末の提案ができなくなる、しないというのが要因。もう一つは、改選期に近い3月定例会なので、通常の3月定例会とは

違う意識というものが皆にあったのではないか。それが大前提としてあるので、それを踏まえて試行ということがある。ただ、その前提の一致ができていない状態で振り返るということとはできないという話である。

末吉委員長

試行として3月定例会を行ってきました。事前ヒアリングは、先ほど村上委員から意見もありましたが、通年会期制になれば事前という表現自体も変わるので、それ以外については、おおむね試行としてよかったのか。

村上委員

中村委員が言っていた最初の日程案の予算常任委員会の中で、いわゆる先議を消化できる。通年会期制になるとその前提も変わってきて、そこは恐らく臨時議会を開いて審議して、それから新年度予算となるので、そこを全部ひっくるめてどうかとなると前提が変わってくるので、おおむね、概略の日程やそういった試行とすればいいのではないかと思うが、前提が崩れた場合にはそれは違うのではないか。

末吉委員長

通年会期制を想定してやっているのでも苦しい部分がありました。先ほど、石本委員からありました通告のところですが、根本的に改善すべきということなのか、例えば、執行部と調整すれば大丈夫ということによいですか。

石本委員

私のところに来た職員は勘違いしていたけれども、その人としゃべるとほかの人も勘違いをしている人もいたみたいな話をしていたから、完全に伝わっていなかったと思った。結局、通年会期制の件でも、なかなか執行部の御理解を頂けなかったこともあるのだから、そういう細かいところまである程度浸透させていただかないといけないと思ったから発言した。

中村委員

質問するときにはお互い分かっているのではないか。

石本委員

例えば、第一幼稚園の質問で、管財課が所管だと思い財務部長と記載したが、実際は教育施設課が所管であった。教育委員会は、財務部長と記載してあるから来なかった。勘違いを起こしていた。

末吉委員長

通告者を特定することで、聞きに来ないということをなくしていこうということで始まったので、その点については、執行部とお互いに意図が伝わるよう、必要であれば改善しますし、説明すれば御理解いただける部分であれば、それでいいと思います。よろしいですか。（委員了承）

中村委員

先日、議長から市長を議運にという話があったが、その後の経過が分からない。議長や委員長はお話になったのか。このことについて確認したい。総務部長と経営企画部長に議会運営委員会に来ていただいたが、あまりにも時間が短く、事の真意が伝わらなかった。こちらの質問もできなかった。時間が限られているので、その辺については、議会運営委員会にお越しいただいたが、もう少し時間があってもよかったのではないかと個人的な感想として思っている。

末吉委員長

今後、どうしたらいいとかありますか。

中村委員

申し送り事項とも関連するのでどこまでというのは難しい話ではあるが、あれはちょっと消化不良であったので、例えば、一般質問にみんな部長が出るべきだという話があって、今、一般質問はオンラインでもできますよという法改正があった。それをどういうふう考えているのか。政策研究審議会で廣瀬勝也先生はそんなに出たいなら傍聴席もありますよと

いう話をされていた。そういった会議録は読んでいるのか。そういったところも聞きたかった部分もあったが、あまり時間もなかったのも、そういった話もできなかったと思っている。どのように申し送るのかは分からないが、という意見である。

末吉委員長

申し送るかということは分かりませんが、今言われているのはこの期の議運と今の経営企画部長と総務部長でやるのがいいのか、それとも来期中でというので多少違ってきます。どんなイメージですか。

中村委員

今期に関しては、時間が限られるが、議長のお話で市長を議運にお呼びしてということもあったので、関連して言っている。

大石議長

市長を議運にお招きしたいということを提案しましたが、市長のところには正副議長、正副委員長で話しに行くことになりまして、16日に会う予定でしたが、午前中私が本会議を休んだので、午後來る予定でしたが16日はなしということをして市長から言われたということで、それについては副議長から報告していただきます。私は呼んでいただいて、お話を聞いていただいたほうがよいと思っています。

谷口副議長

当初、16日は、正副議長、正副委員長ということで申し入れをしていましたが、議長が午前中お休みということで、市長から議長が午前中いないという状況で、例えば午後來るとしてもなかなか本会議に午前中いなくて午後受けることは自分としてはいかなものかというニュアンスであったので、事務局長と話をしながら最終的にはその日の話合いにはつながらなかったものです。

大石議長 私としては、議運に1回来ていただいて、お話を聞いたほうが市長も公
の場で発言できてよろしいかと私は思っています。

粕谷副委員長 今、議長が議運に呼んでくださいというのは個人的な話であって、議長
室で先ほど副議長が言われたとおり、正副議長と正副委員長で話に行くこ
とになっています。

村上委員 議長からの提案を議運として議論していないわけで、それは今期には時
間がないので、まずは、正副議長、正副委員長で話をしていくということ
について決めていただいて、その上で、今定例会中の議運の回数も少なく、
市長を呼んで改めてということをここで議論しても、どういうふうにした
らいいかという結論が出て来ないので、そこら辺について先ほど中村委員
おっしゃっていましたが、申し送りとかそういったことの中で消化してい
くのか、そこは分かりませんが、締めくくりとしてまずは、現議長、副
議長、委員長、副委員長で市長のほうに説明していくというのは、やって
いただきたいなと思う。

末吉委員長 今の御意見でよろしいですか。（委員了承）

来期においても、試行はやっていくでしょうし、その点については、こ
の経験を踏まえて次にということになると思いますので、よろしくお願
いします。

討論時における議事進行の発言について

末吉委員長 16日の本会議において、石本議員より小林議員及び入沢議員の訂正発
言に係る議事進行の発言がありました。当日の議長である谷口副議長から

説明をお願いします。

谷口副議長

当日、私が議長として進行しておりまして、小林議員の討論が終わった後に、数字が違ったということで、訂正発言がありました。私としては「御了承願います」という言葉を本来言うべきかどうかが分からなくて、事務局長とどうすべきか相談して、結論的には「御了承願います」というのは言っていないと受け取ったので、そのまま小林議員の発言を流しました。次に入沢議員のときに、議案名が間違っていて、そのまま討論が終わったので、間違っているとずっと思っていて、いつ入沢議員が討論の中で訂正をするのかと思っていたら、そのまま終わって、違うのではと投げかけて入沢議員がその場で登壇した形で、条例名を訂正しました。そのときに、私が判断を変えて御了承願いますと、小林議員のもやもやとしているところで、やっぱり御了承願いますと言ったほうがいいのかということで、そこで皆さんに同意を求めたというところです。私の経験不足で皆さんを混乱させてしまった点については、申し訳なく思っています。

村上委員

これは議長の議事整理の話で、ここは事務局と流れを精査しておけばよいのではないかと。

末吉委員長

以上の説明のとおりでよろしいですか。（委員了承）

所沢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程について

末吉委員長

前回の議会運営委員会において案を示させていただいております。何か意見はありますか。

意見がないようですので、こちらの案で制定に向けて事務を進めること

でよろしいですか。（委員了承）

協議会による再開後の委員長の説明について

末吉委員長

前回、中村委員より、委員会において協議会を開催した場合、再開後にどういった内容の協議を行っていたかなどの説明を行うべきとの提案がありました。16日の正副委員長連絡協議会において、私から本件の提起を行い、今後は、正副委員長連絡協議会において協議することとなりましたので、報告します。

予算常任委員会会議録の表記について

末吉委員長

前回、石本委員より予算常任委員会の会議録の表記について、説明を求める意見がありました。事務局から説明をお願いします。

轟議会事務局

石本委員より御指摘をいただきました四、五 kw 級という表記につきましては、国会などでも用いられています標準用字用語辞典におきまして、二、三か月や五、六十万円といった概数を表す場合には、算用数字ではなく漢数字を用いることが用例とされていますことから、今回の四、五 kw 級は漢数字を用いたといったものとなります。

末吉委員長

説明のとおりとなりますので、御了承ください。

(6) 閉会中の継続審査申出の件について

※別紙のとおり申し出ることに決定した。

(7) その他

議会評価について

末吉委員長

あらかじめ議会事業評価と議会改革評価表の委員長案を配信していま

す。議会改革評価表については、本日、最終日に確定する数字等がありますので、そちらの部分については、網掛けとしておりますので、御了承ください。議会事業評価については、広聴広報委員会の事業評価表と併せて、23日の委員長報告で報告することによろしいですか。

村上委員

会派の中で、議会事業評価の通年会期制の導入の、概要の中の4行目の導入に関して執行部との調整を丁寧に行ってきたという表現だが、私たちの会派では、両部長の出席を要求して意見交換をさせていただいたが、印象として丁寧に行ってきたということで、ずっと委員長は丁寧に行ってきたという発言をなさるが、その部分について、結果的には執行部側の協議について、あまりうまくいっていないという感想を持っているので、できれば丁寧という言葉削除し、調整を行ってきたということでまとめていただきたいという会派の意見である。

中村委員

議会評価については、委員長の報告事項であって、協議事項ではないと思うので、ここで、何らかの意見があるとかないとかの話ではなく報告事項であったと思う。その辺について要綱があったと思う。協議事項ではないので、そこは一回確認したい。

轟議会事務局

議会事業評価表については、委員長の報告事項となります。

参事

村上委員

承知した。

議会運営委員会申し送り事項について

末吉委員長

お手元に議会運営委員長として作成しました次期の議会運営委員会に

申し送る事項の案をお配りしています。こちらの内容を申し送り事項とすることでよろしいですか。（委員了承）

末吉委員長

まだ、23日に議会運営委員会がありますが、通年会期制の議論については最後になると思いますので、一言申し上げさせていただきます。

この1年間、通年会期制導入に係る議会運営委員会として何回も何回もたくさんの委員会を開いてきました。皆さんに日程調整の御協力をしていただきまして、私もこんなに忙しかった議会運営委員会は議会基本条例をつくった時以来、本当に一番忙しかったと思っています。皆様の御協力に心から感謝しています。また、今思っているのは新潟県柏崎市に行ったときに、議会事務局の負担という話がありました。政策研究審議会の中でも廣瀬委員から議会事務局の負担が過重になるということについては、付記事項としておっしゃっていただいたことがありました。特に今年に入ってから残業も含めてたくさん協力をしていただきまして大変申し訳ないなと思いつつ、議会事務局の負担ということについては、この通年会期制の中でも非常に大切なことですので、来期の中でもこのことも含めてよりよい通年会期制となるようにしていかなければならないと思っていますし、心から感謝申し上げる次第です。

散 会（午後5時3分）

令和5年3月23日（木）①

開 会（午後3時10分）

大石議長

議案第37号及び議案第38号に対する質疑順位の決定をお願いします。

【議 事】

（1）議案質疑通告者の報告

別紙のとおり3名から通告があった。

（2）質疑順位の決定（抽選）

別紙のとおり決定した。

末吉委員長

議案質疑後、討論・採決方法の確認のための議会運営委員会を開催します。

（3）その他

石本委員

昨日と今日もあったが、反問権のところ、議会基本条例上、質問の趣旨を確認できるということで今まで来たと思う。あくまでも議長の議事整理権と言われてしまえばそれまでだが、今までは反問権についてはそういうことで、また、反問権の規定をつくるときにはいろいろな議論をした上での結論だったと思う。あの辺の整理というのは、皆さんはどんな感じで聞いていたのか。私の記憶だと、反問権で時計を止めるというのは決まっていない。かつての議運ではそこまでは決まっていない。ただ、質問の趣旨を確認できるというところまでだったと思うが、どうなのかと思う。今後、有りなのか確認をしたい。

末吉委員長

皆さんに聞いているのですか。

石本委員

皆さんはどう受け止めたのか。要するに、あれが有りなのなら、今後も有りだということで、来期以降も有りだということになると思う。反問権ですけどという言葉を使っていた。普通の答弁の中でどう思っているんですかというやり取りだったらそこまで規制する必要はないが、反問権という言葉まで使われたとなると、やはり条例上の用語でもあるのでその辺を確認したかった。

末吉委員長

平成24年7月5日、議会運営委員会における確認ですが、①反問権を行使できる者については、議会基本条例第9条第2号の規定どおりとすることということで、本会議又は委員会に出席した市長等となっています。②反問権の範囲は、論点整理のための確認程度にとどめること。③意思の表明手順については、議長の許可を求めて確認等を行うこと。④一般質問では60分の範囲内で行うこと。委員会も本会議に準じること。議案質疑回数制限では3回の質疑回数に含めないこととなっております。

そのことの再確認ということでよろしいですか。

石本委員

その辺は確認しておいたほうがよい。

小林委員

石本委員がおっしゃったことでよいと思うが、私も反問権というか、市長が反論をしてきたように思っている。論点整理にとどめる、質問の趣旨を確認する程度のこと以上を市長がやってきたと思う。

中委員

ことこの場まで来ていると、私は議長の裁量権の中という判断でよろしいのではないかと思います。ただ、その時点でもし、そういうことであれば、

議事の進行の発言ということであってもよかったのではないかとは思う。

浅野委員

私も一瞬思ったのだが、のせられてしまった。あれは例えば、反問権は答えなくてもいいですよとか言ってしまってもよかったのか。議長、どうですかとか言ったほうがよかったのか。だいぶ余計な時間が過ぎてしまったのでのせられてしまったと思っている。

大石議長

昨日の平井議員の保健所するときにもされていましたが、今日も浅野議員のときにされていましたが、私が判断したのは、十分ヒアリングをしていただければ相手にも伝わっていたような内容だとそのときに思いましたので、今後とも十分にヒアリングをしていただいて、あのぐらいの反問とか確認は致し方ないのかなと思いました。十分なヒアリングをお願いします。それは執行部のほうにも伝えなければいけないとは思いますが。

浅野委員

私は1回目の質問の文章は職員の方に渡したが、市長とのヒアリングは一切する機会がなかった。その場で対応しますと市長がおっしゃっていますという職員の方の話だったので、出たところ勝負みたいなところがあったので、市長にヒアリングをしてくださいと言えばよかったという気もしている。そういうことなので、何か市長にお聞きするときは、ヒアリングを求めたい方は求めていただきたい。私はしなかったのです。お願いします。

末吉委員長

先ほども申し上げましたが、反問権については私たちも再度確認をしたということよろしいですか。（委員了承）

散 会（午後3時17分）

令和5年3月23日（木）②

開 会（午後4時0分）

大石議長

議案第37号及び議案第38号に対する討論と採決方法について協議
をお願いします。

【議 事】

（1）討論通告者の報告

※議案第37号及び議案第38号に対し、小林議員が反対の立場から、入
沢議員が賛成の立場から討論との通告があった。

（2）討論順位の決定

※小林議員、入沢議員の順に決定した。

（3）採決方法の確認

末吉委員長

採決方法は起立採決でよろしいですか。（委員了承）

散 会（午後4時3分）